鶴ヶ島市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第 9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準(令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による 監査)及び定例監査(同法同条第4項の規定による監査)

3 監査の対象

- (1) 鶴ヶ島市立南小学校
- (2) 鶴ヶ島市立南中学校

4 監査の着眼点

令和3年度(4月から12月まで)の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行 が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所:鶴ヶ島市役所庁議室

日程:令和4年2月16日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市 民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執 行に努められたい。

(1) 鶴ヶ島市立南小学校

ア 学校の概要

- (ア) 学校教育目標 きらきらと 瞳輝く 南の子
- (イ) 目指す学校像 笑顔とやさしさに満ちた元気な学校
- (ウ)教職員数及び児童数(令和3年度学校基本調査) 教職員29人、児童384人

イ 評価・意見・要望

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。

(2) 鶴ヶ島市立南中学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

自ら考え判断し、正しい行動のできる生徒

(イ) 目指す学校像

生徒の笑顔が輝く中学校

~ 「聴(訊)き合い」「つなぎ合い」「学び合う」教育の創造~

(ウ) 教職員数及び児童数(令和3年度学校基本調査) 教職員27人、生徒251人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理 概ね適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。